

政策目標10-1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

<p>上記目標の概要</p>	<p>財務省設置法（平成11年法律第95号）には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。</p> <p>一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」、また、「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、平成26年度においても引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策） 政10-1-1：経費予算の認可及び財務諸表の承認 政10-1-2：給与等の適正化</p>
-----------------------	--

<p>施策</p>	<p>政10-1-1：経費予算の認可及び財務諸表の承認</p>
------------------	---------------------------------

<p>測定指標（定性的な指標）</p>	<p>【主要】 政10-1-1-B-1：経費予算の効率化及び財務諸表の適正性の確保</p>	<p>目標</p>	<p>日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の経費予算及び財務諸表について、経費効率化や、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。</p>	<p>達成度</p>
	<p>実績</p>	<p>平成27年度の経費の予算については、平成27年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成27年度経費予算の合計額は、全体で1,877億円（▲4億円）となっており、業務の遂行上必要な経費が計上される一方、一般事務費等の科目について削減が行われるなど、経費効率化の取組が引き続きなされています。</p> <p>また、平成25年度決算及び平成26年度上半期決算に係る財務諸表については、平成26年5月及び平成26年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行の財務の健全性が維持され、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。平成25年度決算承認に当たり、日本銀行の財務の健全性の観点から当期剰余金の20%の準備金の積み立てを認可しました。</p>	<p>○</p>	

（目標の設定の根拠）

財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されており、一方、日本銀行法第51条において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定され、同法第52条において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。

（目標の達成度の判定理由）

上記実績の通り、平成27年3月に認可した平成27年度の経費の予算については、経費効率化の取組が引き続きなされており、財務諸表については、日本銀行の財務の健全性が維持され、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、平成25年度決算及び平成26年度上半期決算に係る承認等を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>平成27年度の経費の予算については、平成27年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成27年度経費予算の合計額は、全体で1,877億円（▲4億円）となっており、業務の遂行上必要な経費が計上される一方、一般事務費等の科目について削減が行われるなど、経費効率化の取組が引き続きなされています。</p> <p>また、平成25年度決算及び平成26年度上半期決算に係る財務諸表については、平成26年5月及び平成26年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行の財務の健全性が維持され、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。</p> <p>以上のとおり、当該施策における測定指標が○であることから、「s 目標達成」としました。</p>

施策	政10-1-2:給与等の適正化			
測定指標（定性的な指標）	<p>[主要] 政10-1-2-B-1: 給与等の適正化</p>	<p>目 標</p>	<p>日本銀行法上、日本銀行の役職員の給与等については、その公的性格に鑑み、国民の理解を得られるようその支給の基準を日本銀行自らが定め、公表し、財務大臣に届け出ることとされています。また、その基準のうち役員に係るものについては、特別職の国家公務員の給与等を勘案することとされています。</p> <p>一方、日本銀行においては、近年の国家公務員に係る給与等関連制度の改正に準じて、一定の自主的な取組が進められてきたところです。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、給与等の適正化に向けて更なる取組を求めてまいります。</p>	達成度
		<p>実 績</p>	<p>日本銀行法上、日本銀行の役職員の給与等については、その公的性格に鑑み、国民の理解を得られるようその支給の基準を日本銀行自らが定め、公表し、財務大臣に届け出ることとされています。また、その基準のうち役員に係るものについては、特別職の国家公務員の給与等を勘案することとされています。</p> <p>一方、日本銀行においては、近年の国家公務員に係る給与等関連制度の改正に準じて、一定の自主的な取組が進められてきたところです。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の業務運営における自主性に配慮しつつ、引き続き、給与等の適正化に向けて更なる取組を求めました。</p> <p>日本銀行においては、以下のような取組がなされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）を踏まえ、財務省は日本銀行に対し、役職員の退職手当について必要な措置を講ずるよう要請してきたところですが、日本銀行においては、主要民間金融機関・主要民間企業等の動向を勘案して、平成27年4月から職員の退職手当を平均▲12%程度引き下げる等の人事・給与制度の見直しを平成26年9月に決定しました（役員の退職手当については平成25年3月より引下げを実施済）。 ・ また、日本銀行は、職員給与等の支給の基準の基本的な考え方に基づき毎年度の給与改訂を適切に行うとともに、定期的に比較対象先の点検等の措置を講じるとしており、財務省からの要請を踏まえて平成25年度に比較対象先の入替え・拡充を行い、平成26年度から、入替え・拡充後の比較対象先の動向を勘案し、職員の定例給与および賞与の改訂を適切に実施しました。 	○

(目標の設定の根拠)

日本銀行法第31条第1項において、「その役員及び職員の報酬、給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。」と規定され、同条第2項において、「役員に係るものは、「特別職の職員の給与に関する法律」(昭和24年法律第252号)の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならない。」と規定されているためです。

(目標の達成度の判定理由)

上記実績の通り、日本銀行の役職員の給与等について、職員の退職手当の見直しや給与改訂の適切な実施など、日本銀行の業務運営における自主性に配慮しつつ、引き続き給与等の適正化に向けて更なる取組を求めたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

財務省では、平成26年度において、日本銀行の業務運営における自主性に配慮しつつ、日本銀行の役職員の給与等の適正化に向けて更なる取組を求めました。

日本銀行においては、以下のような取組がなされました。

- ・ 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)を踏まえ、財務省は日本銀行に対し、役職員の退職手当について必要な措置を講ずるよう要請してきたところですが、日本銀行においては、主要民間金融機関・主要民間企業等の動向を勘案して、平成27年4月から職員の退職手当を平均▲12%程度引き下げる等の人事・給与制度の見直しを平成26年9月に決定しました(役員の退職手当については平成25年3月より引下げを実施済)。
- ・ 日本銀行は、職員給与等の支給の基準の基本的な考え方にに基づき毎年度の給与改訂を適切に行うとともに、定期的に比較対象先の点検等の措置を講じるとしており、財務省からの要請を踏まえて平成25年度に比較対象先の入替え・拡充を行い、平成26年度から、入替え・拡充後の比較対象先の動向を勘案し、職員の定例給与および賞与の改訂を適切に実施しました。

以上のとおり、当該施策における測定指標が○であることから、「s 目標達成」としました。

政策目標10-1についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

全ての施策が「s 目標達成」であることから、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。

財務省では、日本銀行法に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。

財務省政策評価懇談会 における意見			
政策目標に関する施政 方針演説等内閣の主な 重要政策	該当なし		
政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	該当なし		
前年度政策評価結果の 政策への反映状況	<p>25年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。</p> <p>日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費の予算の認可においては給与等の積算過程も含めた経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。</p>		
担当部局名	理財局（総務課調査室）	政策評価実施時期	平成27年6月

○ 政策目標10-1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

1. 政策目標の内容

財務省設置法（平成11年法律第95号）には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。

一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」、また、同条第2項には、「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。

こうした法律の規定等を踏まえ、平成26年度においても引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。

2. 評定の概要

(1) 政策目標の評定

「S 目標達成」

(2) 施策の評定

○ 政10-1-1：経費予算の認可及び財務諸表の承認

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

・[主要]政10-1-1-B-1：経費予算の効率化及び財務諸表の適正性の確保 「○」

○ 政10-1-2：給与等の適正化

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

・[主要]政10-1-2-B-1 給与等の適正化 「○」

(注) 評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」等をご参照ください。

3. 目標達成のための取組(施策ごとの内容)

○ 政10-1-1：経費予算の認可及び財務諸表の承認

平成27年度の経費の予算については、平成27年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成27年度経費予算の合計額は、全体で1,877億円（▲4億円）となっており、業務の遂行上必要な経費が計上される一方、一般事務費等の科目について削減が行われるなど、経費効率化の取組が引き続きなされています。

また、平成25年度決算及び平成26年度上半期決算に係る財務諸表については、平成26年5月及び平成26年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行の財務の健全性が維持され、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。平成25年度決算承認に当たり、日本銀行の財務の健全性の観点から当期剰余金の20%の準備金の積み立てを認可しました。

参考指標政10-1-1：認可対象経費の予算 (単位：百万円、%)

科	目	平成23年度 予算	24年度予算	25年度予算	26年度予算	27年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	49,951	49,745	48,161	51,483	51,686	0.4
国庫国債事務費	国庫国債事務費	19,336	18,883	18,087	18,264	18,386	0.7
給与等	役員給与	421	352	343	421	422	0.3
	職員給与	40,580	40,239	38,017	41,265	41,542	0.7
	退職手当	9,691	9,937	9,761	9,782	9,975	2.0
	小計	50,692	50,528	48,122	51,468	51,938	0.9
交通通信費	旅費交通費	2,135	1,995	1,978	1,974	1,995	1.1
	通信費	3,024	2,935	2,924	2,863	2,786	▲2.7
	小計	5,159	4,930	4,902	4,837	4,781	▲1.2
修繕費	修繕費	2,044	1,998	1,997	2,049	2,456	19.8
一般事務費	消耗品費	1,413	1,326	1,281	1,296	1,367	5.4
	光熱水道費	2,078	2,224	2,162	2,508	2,502	▲0.3
	建物機械等賃借料	10,740	11,048	9,832	10,277	9,385	▲8.7
	建物機械等保守料	9,828	9,824	11,039	11,728	11,540	▲1.6
	事務費	30,892	31,956	31,108	30,052	28,967	▲3.6
	小計	54,950	56,378	55,421	55,861	53,761	▲3.8
固定資産取得費	固定資産取得費	2,995	2,450	3,523	3,199	3,731	16.6
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—
合	計	186,127	185,911	181,214	188,161	187,739	▲0.2

○ 政10-1-2：給与等の適正化

財務省では、平成26年度において、日本銀行の業務運営における自主性に配慮しつつ、日本銀行の役職員の給与等の適正化に向けて更なる取組を求めました。

日本銀行においては、以下のような取組がなされました。

- ・ 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）を踏まえ、財務省は日本銀行に対し、役職員の退職手当について必要な措置を講ずるよう要請してきたところですが、日本銀行においては、主要民間金融機関・主要民間企業等の動向を勘案して、平成27年4月から職員の退職手当を平均▲12%程度引き下げる等の人事・給与制度の見直しを平成26年9月に決定しました（役員の退職手当については平成25年3月より引下げを実施済）。
- ・ 日本銀行は、職員給与等の支給の基準の基本的な考え方にに基づき毎年度の給与改訂を適切に行うとともに、定期的に比較対象先の点検等の措置を講じるとしており、財務省からの要請を踏まえて平成25年度に比較対象先の入替え・拡充を行い、平成26年度から、入替え・拡充後の比較対象先の動向を勘案し、職員の定例給与および賞与の改訂を適切に実施しました。